

資 料 編

資料 1	「練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）」策定に向けての提言 誰もが楽しむ読書活動の推進	68
資料 2	練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）の策定経過	74
資料 3	子どもの読書活動の推進に関する法律	75
資料 4	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	77
資料 5	こども基本法	82
資料 6	練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱	87
資料 7	第 11・12 期練馬区子ども読書活動推進会議委員名簿	89
資料 8	練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱	90
資料 9	練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿	92
資料 10	子どもの読書に関するアンケートの集計結果	93
資料 11	読書に関するアンケート（小学 5 年生版）	111

「練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）」策定に向けての提言

誰もが楽しむ読書活動の推進

（第 12 期練馬区子ども読書活動推進会議）

令和 6 年 5 月 1 日

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大により、今まで当たり前だと思っていた私たちの生活スタイルは一変しました。感染症拡大の渦中にある学校は学校の休校、図書館や各種児童・青少年施設の休館があり、外出自体が困難な時期もありました。そのため、子ども読書活動を推進するさまざまな取り組みにも影響がありました。

「練馬区学校 ICT 環境整備計画【令和元年度改定版】」により、令和 2 年度から、練馬区立小中学校に通う全児童生徒にタブレットパソコンが配布され、子どもたちの学習に活用されています。コロナ禍において対面活動が制約を受けた一方で、代替的なリモート・オンラインの取り組みが学校教育環境のデジタル化と同時に進みました。子どもたちだけでなく私たち全員が、これまで経験しなかった変化が次々に起こる社会を生きています。そこで必要とされる資質・能力を育む上でも、読書活動はますます重要になっています。

令和 2 年 3 月の「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」策定以来、国や東京都においても、さまざまなかたちで読書環境の整備が進められてきました。

令和 2 年度から小学校、令和 3 年度から中学校で全面実施となった学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の実現が重要視されており、学校図書館の図書資料等を活用して調べ、まとめ、発表する学習活動にこれまで以上に取り組んでいくことが求められています。

令和 3 年 3 月の「第四次東京都子供読書活動推進計画」では、上述の学習指導要領を踏まえて、「学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進」を目指していくとあります。また、「子供の読書活動を推進していく上で、更に実効性を高めるには、各自治体において地域の実情を踏まえた推進計画を策定し、施策の方向性や取組を示すことが大切です。」としています。

昨年（令和 5 年）、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」を策定しました。この改訂により、電子書籍の利用促進や図書館の DX（デジタ

ルトランスフォーメーション)¹、子どもの視点に立った読書活動等を推進していく姿勢が鮮明になりました。また、「都道府県及び市町村においては、子どもの読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な環境及び体制を整備するとともに、法律第9条に基づく子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定を進めていただくようお願いいたします。」とあります。練馬区が、社会情勢の変化に対応していきながら、ひきつづき「子ども読書活動推進計画」を策定することは、社会全体の要請でもあります。

練馬区でも、第四次計画策定以来、読書環境の充実に力を注いできました。令和4年3月に「練馬区教育振興基本計画 令和4年度（2022年度）～8年度（2026年度）」を策定し、「学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実に図ることを目標としています。

さらに同年11月には「これからの図書館構想」を策定し、おおむね10年後の練馬区立図書館の将来像を示しました。その理念は「世界につながる彩り豊かな知の情報拠点」であり、目指す将来像として、「世界の情報、知識を届ける」、「練馬の文化を次世代に繋げ、発信する」、「交流が生まれ、新たな知が創造される」、「デジタルを活用し、誰もが情報を得られる」の4つを掲げています。

第四次計画を推進していく中で、乳幼児への資料の貸出冊数や小学校の学校図書館における貸出冊数など、当初の目標値を上回る多くの成果が生まれました。第四次計画策定に向けた提言では、「子どもたちは読書に親しみ、本を通して知的好奇心を高めながら、ものの見方や考え方を身につけることで、必要な情報を収集、判断し、自身の問題解決を図っていく力をつけていく必要があります」とうたわれています。これは、第五次計画においても受け継いでいくべき理念です。一方で、中高生年代の不読率のさらなる低減や、電子書籍の導入、多様な事情を抱えた子どもたちのための読書環境の整備など対応の迫られる課題も明らかになりました。

私たち第12期練馬区子ども読書活動推進会議では、国・東京都の取組や「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえ、「これからの図書館構想」等、各計画との整合性を図りながら、「第五次練馬区子ども読書活動推進計画」の策定に向けて、ここに以下の3点からなる提言をいたします。

¹ 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第4回）、野末俊比古氏発表資料によると、図書館における「DX」とは、図書館がデータとデジタル技術を活用して、利用者（個人・コミュニティ）のニーズを基にサービスや運営のモデルを変革するとともに業務そのものや、組織、プロセス、図書館文化・風土を変革し、優位性を確保すること。

1 自ら学ぶ喜びを知り、探究する姿勢の獲得

子どもは、さまざまな本との出会いを通じて、言葉を覚え、情緒を育み、創造力を高めていきます。乳幼児期からの読書習慣の形成により、本に触れる楽しみを知り、主体的に学ぶ姿勢を身につけることで、生涯にわたって、未来を切り拓く資質と能力を獲得していきます。そのためには、乳幼児期から青年期までの、発達段階に応じた読書習慣の形成を促すとともに、読書に関する発達段階ごとの特徴をとらえた、切れ目のない取り組みの推進を図る必要があります。

(1) 乳幼児の読書活動の推進

人が初めて読書を体験する時期として、乳幼児期の読書活動は重要です。第四次計画では、乳幼児期の読書活動として、家庭での読書活動の推進、絵本等に親しむための事業の充実、親子が共に楽しめる読書環境の整備などに取り組んできました。これらの取り組みをひきつづき行うとともに、乳幼児のいる保護者も読書ができるような環境に留意することも大切です。小さい子どもをつれて図書館に行くことは容易ではありません。病気や障害があって図書館に来館することが困難な子どももいます。困難をかかえる子どもたちとその保護者は孤立しがちです。子どもだけでなく、保護者も楽しめるような工夫や、保護者同士が繋がることのできる取り組みも重要です。

保護者と子どもが利用しやすい環境の整備とサービスのあり方を、ひきつづき検討していく必要があります。

(2) 小中学生の読書活動の推進

令和2年度から、練馬区立小中学校に通う全児童生徒に、タブレットパソコンが配布され、子どもたちの学習に活用されています。また適切な蔵書管理を行うとともに、学校図書館の利活用が一層進むよう全区立小中学校の学校図書館に蔵書管理システムが導入されました。令和3年度から、全ての区立小中学校の学校図書館に学校図書館管理員が配置され、学校図書館の運営を支援しています。令和4年度には、読書活動推進のための指導計画が区立小中学校で作成されました。

「タブレットパソコン」については、学校現場もそれぞれ試行錯誤しながら利用を進めています。タブレットパソコンは電子書籍の導入などにより、読書の方法の多様化につながるさらなる可能性を秘めています。例えば、タブレットパソコンを使って、学級文庫の補完に使用できれば、朝の読書活動などに活用できます。また、調べ学習に使ったり、本の感想を共有したり、チャットルームのようなコミュニティがで

きる可能性もあり、読書推進の有力なツールとなる可能性があります。しかしながら、現状では、タブレットパソコンと学校図書館、読書と関わるものがリンクしていないという課題があります。

学校図書館が常に開いていて利用できる状態を目指してほしい、学校図書館が児童生徒にとって、楽しい場所になるように望む、といった意見もありました。ひきつづき学校図書館の人的配置の検討を望みます。

小学生は、文字を覚え、本を自ら読むことができるようになり、読書習慣を定着するのに重要な時期です。この世代は、本を読む機会には比較的恵まれています、さらに小学生の読書に関する興味関心を喚起するなどの施策が必要です。

中学生になると、大人並みに読書をする子どももいれば、本から遠ざかる子どももいます。読書活動推進にあたっては、さまざまなアプローチが必要です。例えば、本に興味のない子どもに、本との出会いの場を確保する、先生や友達や親でもない別の大人と関わる機会の提供も考えられます。

本が好きな子どもたちがいろいろなイベントを企画する、本を読まない友達に働きかけるといった機会は、自己実現の場にもなります。大人ではなく子どもたちが主体的に何かを発信する場であったり、教室に居づらい子どもたちの居場所であったり、子どもたちに光を当てる場所であるというのも図書館の役割だと考えます。

(3) 高校生年代の読書活動の推進

国の調査によれば、「小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から3年度、全国一斉休業等を経て上昇」しており、特に高校生年代の不読率は依然として高い水準にあります。そのため高校生年代が、本への興味や読書の楽しさを実感し、読書習慣を形成する読書環境の整備はひきつづき必要です。

高校生年代は、大人からの押しつけでは動かない、また学習意欲の差が大きい多様な世代でもあります。そのため、高校生年代と一括りにして一律の施策で進めていくのは難しいと考えます。読書活動の推進にあたっては、さまざまな情報媒体を用いた情報発信が重要であると同時に、図書館という空間を活かした読書環境づくりも大切です。

高校生年代が興味のありそうな分野だけに注力して世界を狭めるのではなく、何らかの興味を糸口に読書へと誘導しつつ、多角的な視野で読書推進を進めていくことが重要です。

2 誰もが等しく読書に親しむことができる環境の整備

障害のある子どもや日本語を母語としない子どもの他、経済的理由により読書行為がなおざりにされがちな子どもなど、さまざまな事情を抱えた子どもたちがいます。一人ひとりに合わせた読書環境の充実に取り組むことは、子どもたちの読書習慣の形成にとって重要です。

また、子どもが図書館内で大きな声を出して他の利用者へ迷惑になることを保護者が心配して、図書館の利用を控えるケースがあります。声を出しても良い時間やスペースを設けるなどして、すべての子どもと保護者が安心して楽しく図書館を利用できるようにする取り組みを充実させる必要があります。

(1) 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもの読書活動の推進にあたっては、それぞれの特性に応じたニーズが存在します。それに対応できるよう、読書環境の充実を柔軟に図ることが必要です。また、障害のある子どもへの理解を深める取組を行うことも図書館の役割の一つと考えます。多様な読書のあり方を図書館が工夫し提示することで、ひとりでも多くの子どもの本に親しむことができるよう、取り組んでいただきたいと思います。

(2) 日本語を母語としない子どもの読書活動の推進

練馬区には、外国にルーツを持つ多くの区民が住んでいます。その中には日本語を母語としない子どもたちが多くいます。日本語を母語としない子どもたちの読書活動の推進にあたっては、さまざまな言語で対応することも重要ですが、簡単な日本語での対応も必要です。絵本や漫画など、わかりやすい日本語の学習資料も日本語の習得を助ける教材として有効であると考えます。日本語を母語としない子どもたちが図書館を利用しやすいように、ひきつづき情報発信、外国語図書の収集、外国語によるよみきかせ等を実施し、読書環境の整備に努めていただきたいと思います。言語の多様性に子どもたちから触れることにより、日本語を母語とする子どもたちにとっても世界を広げる機会となることでしょう。

(3) 支援を必要とする多様な子どもたちへの読書活動の推進

家庭環境、経済的な理由等で、支援が必要な多様な子どもたちがいます。図書館はこうした子どもたちの居場所として機能しつづけてほしいと思います。

あわせて、こうした子どもたちに対し、支援活動を行っている団体、施設の理解を促進するための情報提供を行うことや、団体貸出や読み聞かせ、本棚の設置等を通して、本に親しむことのできる環境の整備を行っていただきたいと思います。

3 子どもの視点に立った読書活動とコミュニティづくりの推進

子どもの読書活動を推進していく上で、まず重要なのは「子どものことを理解する」ことです。そのために子ども自身の意見に耳を傾ける必要があります。そして、子どもの読書に対する意見を本格的に把握するためには、年齢や利用頻度などに合わせて相応しい調査方法で実施する必要があります。また、学校等に協力をお願いして、図書委員など本好きの子どもに聞く方法もあれば、アンケートなどの方法で子どもたちの意見を聞くといったさまざまな方法が考えられます。子どもの読書活動の推進にあたり、子どもたちの意見が適切に反映されるよう更なる工夫が必要です。

また、これまでの第一次から第四次までの推進計画で、区はさまざまな関係機関、団体等との連携を推進してきましたが、効果的に子どもの読書活動を推進していくために、さらに連携を図りながら、それぞれの組織、団体の強みを活かした連携を進めてください。

子どもの読書活動を推進していくには、ボランティアの力は欠かすことができません。ひきつづき、ボランティア養成講座などを実施し、ボランティアの担い手を広げるとともに、研修会等を開催して、ボランティアのスキルアップを図り、協働による事業をさらに推進してください。

結びに

子どもの読書活動を推進していくためには、練馬区や関係機関における環境整備と趣向を凝らした取組が必要なのはもちろんのことですが、さらに重要なのは、この問題に対する地域の理解と地域ぐるみでの支援だと考えます。

練馬区の子ども誰もが、障害の有無や家庭環境による制約を受けることなく、読書を楽しむことで、しなやかに生きる力を育むことができる未来が実現できるよう願ってやみません。

練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）の策定経過

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催経過

日 程	実施事項	実施・検討内容
令和 6 年 6 月 25 日	第 1 回検討委員会	○第四次計画の検証 ○提言書の報告 ○第五次計画の策定スケジュールおよび進め方の確認 ○第五次計画策定の基本的考え方の確認
8 月 22 日	第 2 回検討委員会	○第五次計画素案のたたき台の検討
10 月 29 日	第 3 回検討委員会	○第五次計画素案の検討
12 月 11 日～ 令和 7 年 1 月 15 日	区民意見反映（パブリックコメント）制度	
2 月 10 日	第 4 回検討委員会	○第五次計画案のまとめ

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）**（目的）**

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報

告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十七条）
- 第四章 協議の場等（第十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電

子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な

利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

こども基本法（令和四年法律第七十七号）

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 基本的施策（第九条―第十六条）

第三章 こども政策推進会議（第十七条―第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。
(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱

平成16年 8 月 3 日

練教光図発第97号

(設置)

第1条 練馬区子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、当該計画の総合的かつ計画的な推進を図るため、練馬区子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 推進計画の実施に係る進捗状況の検証に関すること。
- (2) 関係機関・団体の連携および協力に関すること。
- (3) 練馬区子ども読書活動推進計画の策定について、練馬区教育委員会の求めに応じ、提言を行うこと。
- (4) その他子ども読書活動の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 子ども読書活動推進団体関係者 2名
- (3) 図書館関係民間団体関係者 1名
- (4) 練馬区の区域内（以下「区内」という。）の幼稚園関係者 1名
- (5) 区内の小・中学校関係者 2名
- (6) 区内の特別支援学校関係者 1名
- (7) 公募区民 5名以内

(任期)

第4条 前条に規定する推進会議を構成する者（以下「委員」という。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長および副座長)

第5条 推進会議に座長および副座長を置き、委員が互選する。

- 2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、光が丘図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成16年8月3日から施行する。

付 則（平成19年7月31日19練教光図第553号）

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

付 則（平成20年3月27日19練教光図第1708号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年10月31日21練教光図第1175号）

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

付 則（平成23年4月25日23練教光図第174号）

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

付 則（平成25年5月24日25練教光図第414号）

この要綱は、平成25年7月6日から施行する。

付 則（平成27年7月10日27練教光図第1046号）

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

付 則（平成29年8月23日29練教光図第973号）

この要綱は、平成29年11月6日から施行する。

第 11 期・第 12 期練馬区子ども読書活動推進会議委員名簿

	氏名	選出区分	所属等	
座長	林 玲 美	学識経験者	武蔵大学社会学部教授	
副座長	木村 典子	子ども読書活動推進団体	ねりま地域文庫読書サークル連絡会	
副座長	工藤 静子		ねりま子どもと本ネットワーク	令和 5 年10月31日まで
副座長	熊丸 高雄		練馬区立こども発達支援センター	令和 5 年11月 1 日から
委員	塙 靖 冲	図書館関係団体	東京都書店商業組合練馬支部理事	令和 5 年10月31日まで
委員	工藤香矢子		練馬区立南大泉図書館長	令和 5 年11月 1 日から
委員	橋爪 千尋	区内幼稚園	北町カトリック幼稚園長	令和 6 年 3 月31日まで
委員	相澤まさみ			令和 6 年 4 月 1 日から
委員	境野 宏樹	区内小学校	練馬区立下石神井小学校長	令和 4 年 3 月31日まで
委員	関根 信人		練馬区立練馬小学校長	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで
委員	坪倉 一雄		練馬区立豊玉第二小学校長	令和 5 年 4 月 1 日から
委員	荒井 友香	区内中学校	練馬区立石神井西中学校長	令和 4 年 3 月31日まで
委員	池田 和彦		練馬区立大泉桜学園校長	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月31日まで
委員	遠藤 正樹		練馬区立大泉第二中学校長	令和 6 年 4 月 1 日から
委員	慶 野 直 美	区内特別支援学校	旭出学園（特別支援学校）校長	
委員	乾 喜一郎	公募区民		令和 5 年10月31日まで
委員	内田 啓美			
委員	及川 玲子			令和 5 年10月31日まで
委員	河合 麻子			令和 5 年10月31日まで
委員	中村 明子			
委員	降旗 美月			令和 5 年11月 1 日から

【練馬区子ども読書活動推進会議委員任期】

※役職は在任当時

第 11 期 … 令和 3 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで

第 12 期 … 令和 5 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

平成15年 6 月21日

練教光図発第68号

(設置)

第1条 練馬区子ども読書活動推進計画の策定に関することを検討するため、練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長は、教育振興部長とする。

3 副委員長は、教育振興部光が丘図書館長とし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第4条 委員会は、つぎに掲げる事項を検討する。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) 計画案の作成に関すること。

(3) その他委員長が必要と認めた事項。

(作業部会)

第5条 委員会の所掌事項に関する調査研究を行うため、委員会の下に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成および運営に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会および作業部会の庶務は、教育振興部光が丘図書館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年 6 月12日から施行する。

付 則（平成20年 6 月13日20練教光図第433号）

この要綱は、平成20年 6 月13日から施行する。

付 則（平成25年 8 月31日25練教光図第1059号）

この要綱は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

教育振興部長（委員長）
教育振興部光が丘図書館長（副委員長）
企画部企画課長
健康部保健相談所長（1名）
教育振興部教育指導課長
こども家庭部子育て支援課長
こども家庭部保育課長
こども家庭部青少年課長
区立幼稚園長（1名）
区立小学校長（1名）
区立中学校長（1名）

【11名】

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿

	氏名	役職	
委員長	三浦 康彰	教育振興部長	令和 6 年 6 月 30 日まで
委員長	佐川 広		令和 6 年 7 月 1 日から
副委員長	小原 敦子	教育振興部光が丘図書館長	
委員	清水 輝一	企画部企画課長 (区政改革担当部長事務取扱)	
委員	佐藤 一江	健康部豊玉保健相談所長	
委員	山本 浩司	教育振興部教育指導課長	
委員	脇 太郎	こども家庭部子育て支援課長	
委員	岡村 大輔	こども家庭部保育課長	
委員	小島 芳一	こども家庭部青少年課長	
委員	金子 洋子	北大泉幼稚園長	
委員	坪倉 一雄	豊玉第二小学校長	
委員	遠藤 正樹	大泉第二中学校長	

子どもの読書に関するアンケートの集計結果について

1 目的

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」では、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる必要性が示された。本アンケート調査はこの方針を踏まえ、子どもの読書状況の把握に努め、次期「練馬区子ども読書活動推進計画」への反映や、新規取組の検討を目的としたものである。

2 対象

練馬区内の全区立小中学校に通う、小学2年生、小学5年生、中学2年生

練馬区内の都立高等学校に通う生徒

（石神井 1・2年生、練馬 1・2・3年生、光丘 2年生、田柄 2年生）

3 実施期間

令和6年7月11日から7月19日まで（区立小中学校）

令和6年9月2日から9月26日まで（都立高等学校）

4 実施方法

小学校、中学校では、対象学年の生徒あてにアンケート周知の用紙を配付し、記載したQRコードをタブレットやスマートフォンで読み取り、電子上で回答する方法を用いた。多くの生徒に回答してもらえるよう、事前に各校長を通じて、授業などで取り扱っていただくように依頼した。

高校では、QRコードを記載した紙や電子媒体で周知を行い、タブレットやスマートフォンで回答できるよう工夫した。

5 回答状況

	回答率
小学2年生（対象者 5,528 人、うち回答者 2,949 人）	53.3 %
小学5年生（対象者 5,577 人、うち回答者 3,507 人）	62.9 %
中学2年生（対象者 4,450 人、うち回答者 2,657 人）	59.7 %
高校生（対象者 1,589 人、うち回答者 861 人）	54.2 %
全 体 小中学生の対象者 15,555 人、うち回答者 9,113 人	58.6 %
小中学生、高校生の対象者数 17,144 人	
うち回答者数 9,974 人	58.2 %

6 その他

質問内容については、単に読書の好き嫌いを問うだけでなく、好きになったきっかけや嫌いな理由などにも言及した。また、練馬区立図書館に限らず、学校図書館の利用状況など、より詳細なデータ収集が行えるよう精査した。

アンケートの項目は、「練馬区子ども読書活動推進会議」にて検討の上、決定した。

読書アンケート集計結果

問1 学年および回答状況

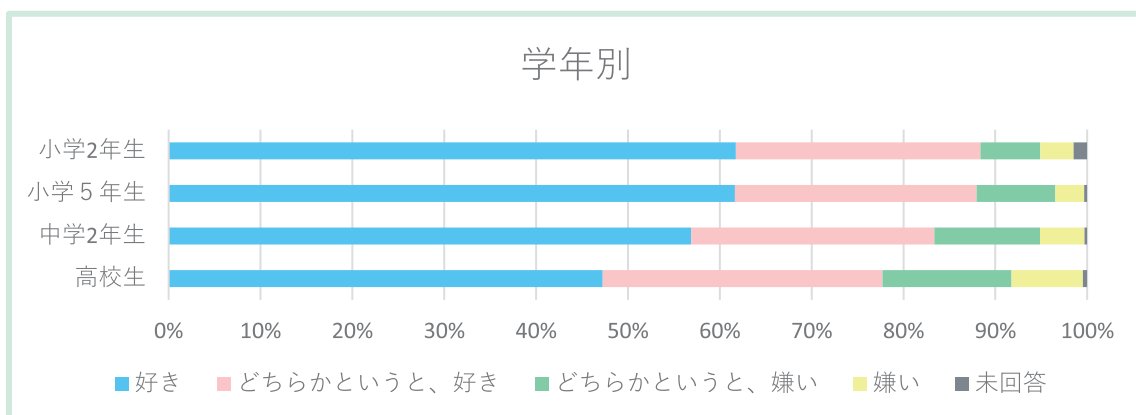
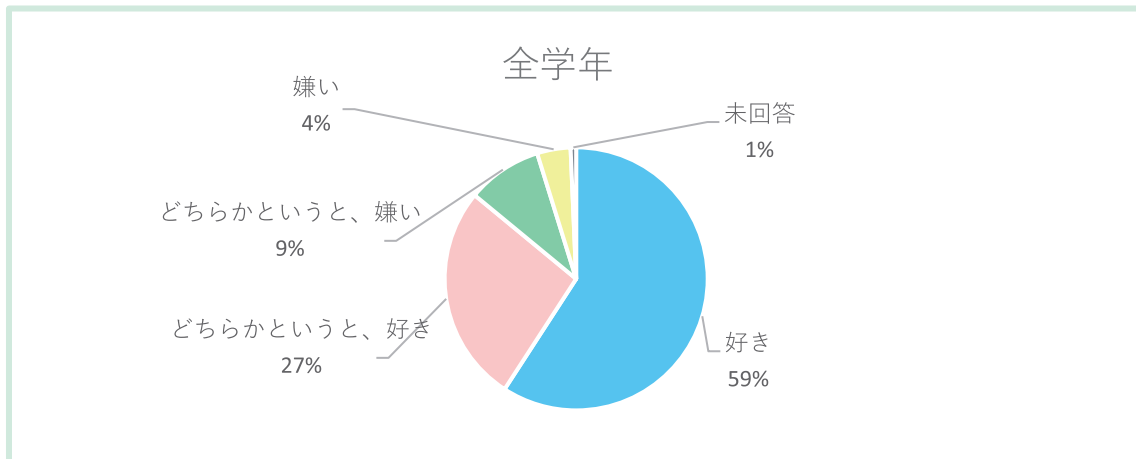
学年	対象人数	うち回答者数	回答率
小学2年生	5,528	2,949	53.3%
小学5年生	5,577	3,507	62.9%
中学2年生	4,450	2,657	59.7%
高校生	1,589	861	54.2%
全体	17,144	9,974	58.2%

対象者

区立小・中学校
小学2年生・5年生
中学2年生
都立高等学校（区内4校）
石神井・練馬・光丘・ 田柄高等学校

問2-1 あなたは本（マンガや電子書籍も含む）を読むことが好きですか。（n=9,974/SA） （単一回答）

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
好き	1,821	2,162	1,511	407
どちらかというと、好き	785	923	704	262
どちらかというと、嫌い	193	301	306	121
嫌い	106	109	128	67
未回答	44	12	8	4

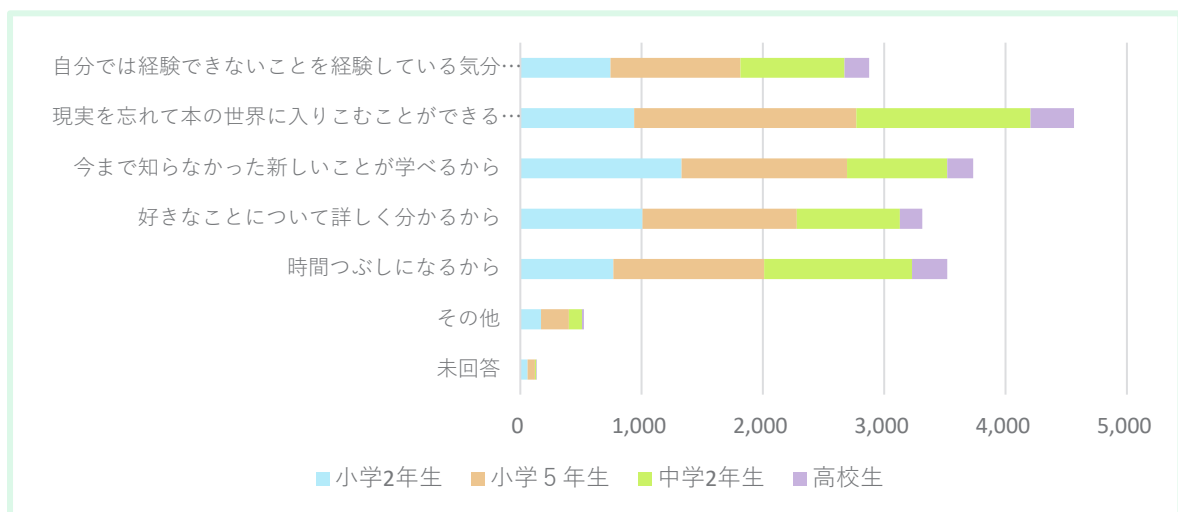


問2-2 本を読むことが好きなのは、なぜですか。(n=8,575/MA)

(問2-1で「好き」「どちらかという、好き」を選んだ回答者のみ、複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
自分では経験できないことを経験している気分になれるから	744	1,071	858	203
現実を忘れて本の世界に入りこむことができるから	939	1,830	1,436	359
今まで知らなかった新しいことが学べるから	1,330	1,362	828	213
好きなことについて詳しく分かるから	1,006	1,272	850	184
時間つぶしになるから	767	1,242	1,219	290
その他	172	228	109	15
未回答	60	60	10	6



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】●新しいきもちになれるから●いろいろなさくしゃが、考えた、(書いた)ほんがおもしろいから●ねるときに読むとねれるからです。●本はわたしのたからもので、おもしろいものがたくさんあるから。●この後どうなるのかなとワクワクするから●良い言葉を知れるから。

【小学5年生】●漢字を覚えたりできる。●その後を予想することが楽しいから。●漫画を読むのが好きだから。●いつも本を読むと、時間を忘れるくらい、のめりこめるから●頭も良くなるし楽しく読めるから。●小説家が好きだから

【中学2年生】●推しがいるから。●ゲームしないときの暇つぶし●面白くて没頭できるから好き●普段生活していて分からないことにも視野を広げられるから。場所や時間を超えてたくさんのことが感じられるから。悲しい、嬉しい、感動などたくさんの感情になることができるから。●よくわからないけれど、ワクワクしてウズウズするから。

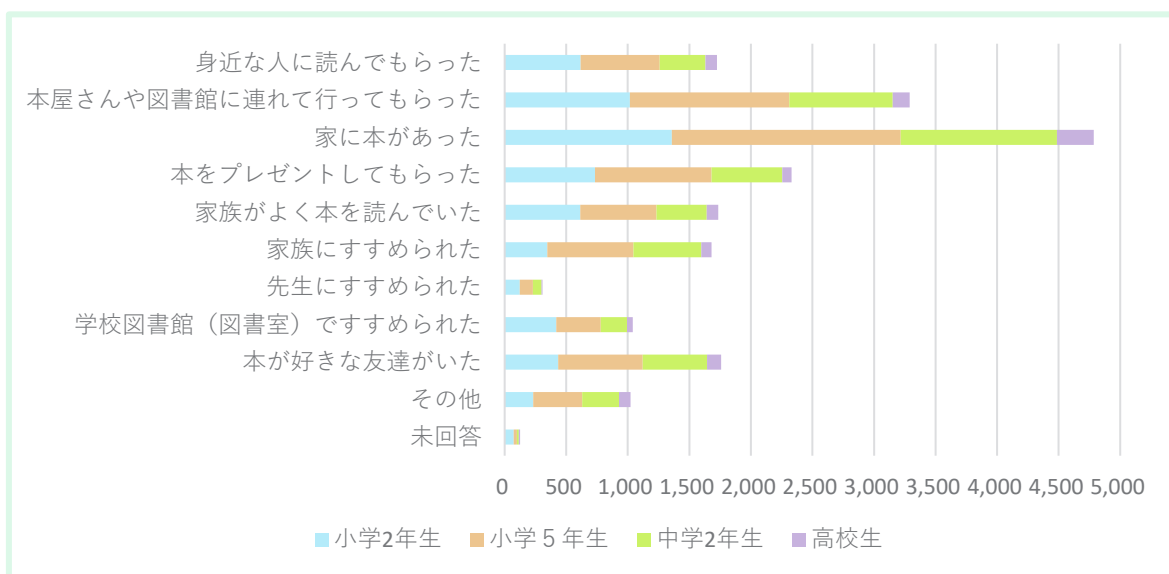
【高校生】●ワクワクしたり、感動したり、色々な感情になれるのが楽しいから●映画やドラマなどの原作を知ることができるから●漫画のジャンルなどによっては面白い物がたくさんあるから

問 2 - 3 本が好きになったきっかけは何ですか。(n=8,575/MA)

(問 2 - 1 で「好き」「どちらかというと、好き」を選んだ回答者のみ、複数回答可)

(人)

	小学 2 年生	小学 5 年生	中学 2 年生	高校生
身近な人に読んでもらった	616	644	371	94
本屋さんや図書館に連れて行ってもらった	1,017	1,296	840	138
家に本があった	1,359	1,857	1,271	298
本をプレゼントしてもらった	733	947	575	76
家族がよく本を読んでいた	614	619	408	95
家族にすすめられた	347	700	550	83
先生にすすめられた	123	106	70	9
学校図書館(図書室)ですすめられた	419	361	213	48
本が好きな友達がいた	434	686	525	113
その他	231	399	299	94
未回答	72	27	16	10



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学 2 年生】●1年生のとき読書カードでたくさん読んだから ●1歳の時から母が毎日寝る時に読み聞かせをしているから

【小学 5 年生】●好きな漫画のノベライズや二次創作があったから ●本屋で面白そうな本があったから ●読書旬間中にたくさん本を読んだから

【中学 2 年生】●YouTubeの本の紹介を見て好きになった。●低学年の頃に通っていた学童に、本や漫画がたくさんあったこと。●暇つぶしに本屋に行ったら興味が出てきてそこから好きになった

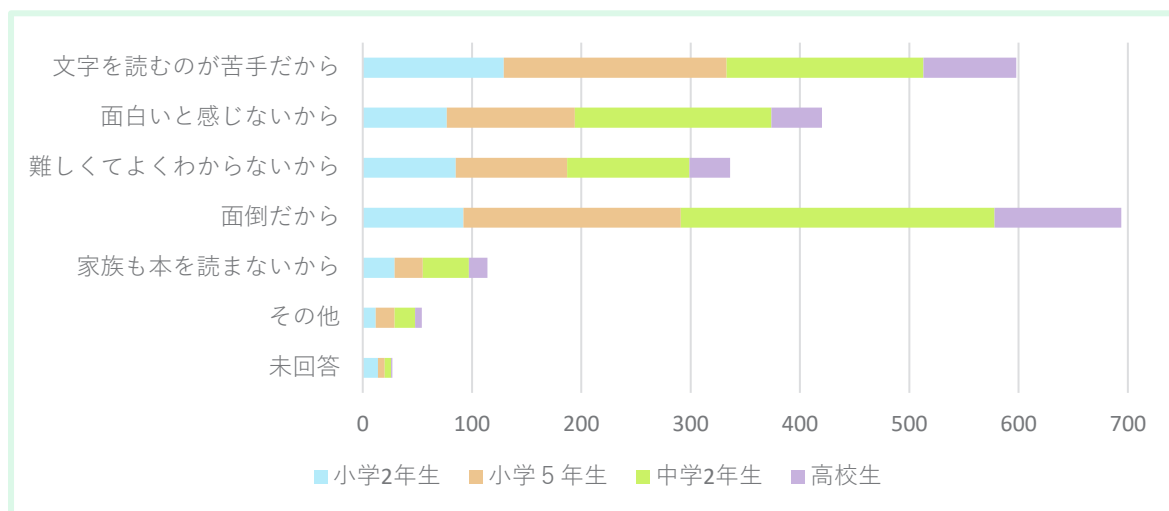
【高校生】●アニメから興味が湧いた ●アニメ化されたので原作を読んだ●中学の朝読書●小学校の読書時間

問2-4 本を読むことが嫌いなのは、なぜですか。(n=1,331/MA)

(問2-1で「嫌い」「どちらかというと、嫌い」を選んだ回答者のみ、複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
文字を読むのが苦手だから	129	204	180	85
面白いと感じないから	77	117	180	46
難しくてよくわからないから	85	102	112	37
面倒だから	92	199	287	116
家族も本を読まないから	29	26	42	17
その他	12	17	19	6
未回答	14	6	6	1



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】●小さい文字をよむのがきらい●じかんがかかるから●よむのがつかれるから

【小学5年生】●運動が好きだから●まず本読みよりもゲームや遊びなどを優先してるから●本に興味がないことが多いから

【中学2年生】●読む時間があまりない。途中で飽きる。●本を読むなら、スマートフォンを使って動画を見たりする方が楽しいと思うからです。●本を読むより運動したほうが楽しいから

【高校生】●活字が苦手。●読む機会がないから

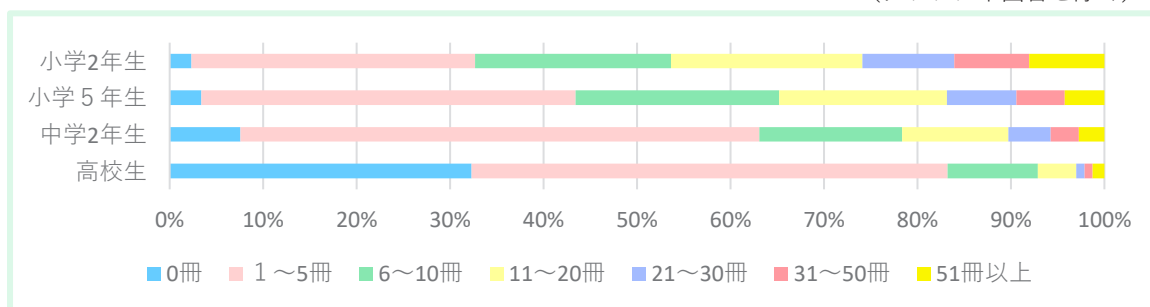
問3-1 あなたは、1か月に本を何冊くらい読みますか。冊数を教えてください。(n=9,974)

(冊数自由記述)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
0冊	50	75	144	258
1～5冊	654	884	1,054	407
6～10冊	451	481	290	77
11～20冊	441	396	216	33
21～30冊	212	164	86	7
31～50冊	173	114	57	7
51冊以上	173	94	52	10
未回答	795	1,299	758	62

(グラフは未回答を除く)



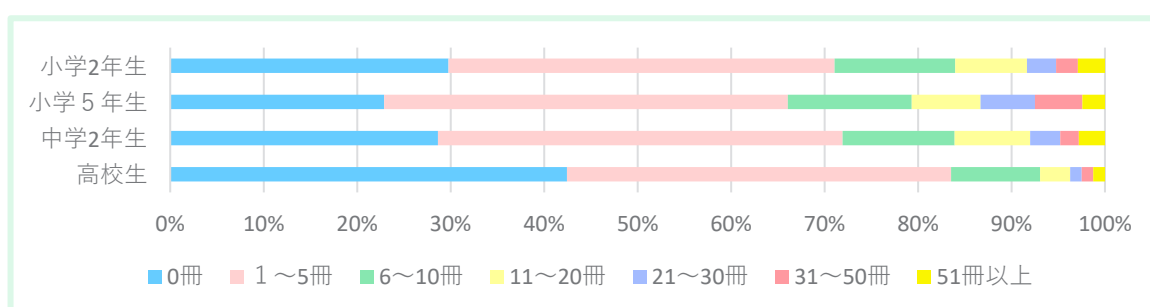
問3-2 そのうち、マンガは何冊くらいですか。ただし、学習マンガはいれません。(n=9,974)

(冊数自由記述)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
0冊	634	517	533	343
1～5冊	880	976	805	332
6～10冊	275	300	223	77
11～20冊	163	166	150	26
21～30冊	67	132	60	10
31～50冊	49	114	37	10
51冊以上	62	55	52	10
未回答	819	1,247	797	53

(グラフは未回答を除く)

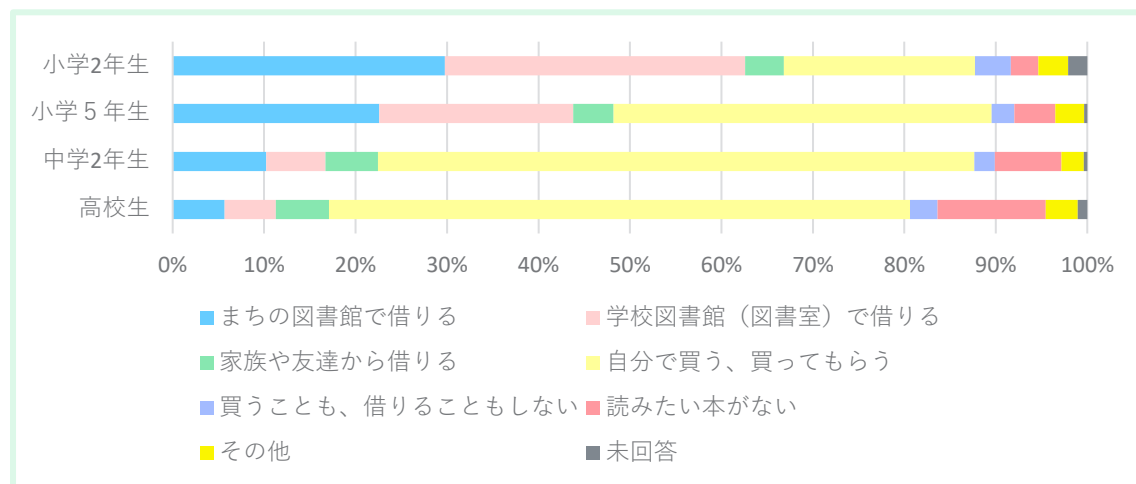


問4 あなたは読みたい本があるとき、どうしていますか。(n=9,974/SA)

(単一回答)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
まちの図書館で借りる	878	792	272	49
学校図書館（図書室）で借りる	968	744	172	48
家族や友達から借りる	125	154	152	50
自分で買う、買ってもらう	616	1,450	1,733	547
買うことも、借りることもしない	116	87	59	26
読みたい本がない	88	158	194	102
その他	96	110	65	30
未回答	62	12	10	9



「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学2年生】 ●児童館や学童で読む ●タブレットで探す ●家にあるほんを読んでいる。 ●おばあちゃんちで読む

【小学5年生】 ●児童館に行って読んでも ●ユーチューブでみたりする ●無料で本を読めるアプリで読むか、図書館などで借りる

【中学2年生】 ●インターネットやアプリで調べて読む ●自分の家にあるもの（大量）のみ読む。新しく出ててもあまり買わない。 ●電子書籍（青空文庫などの）無料のものからあったら読んでいる、もしなかったら買う

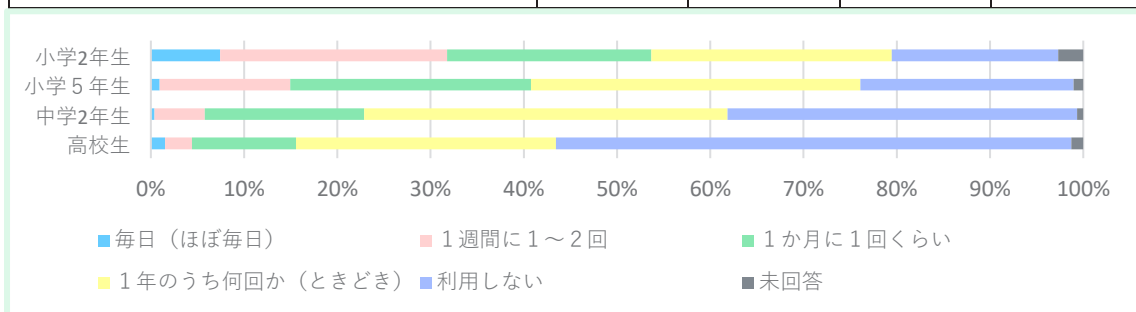
【高校生】 ●ネットで無料で読む ●あらすじをネットで読む ●電子図書を買う

問5-1 あなたは、まちの図書館を利用していますか。(n=9,974/SA)

(単一回答)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
毎日(ほぼ毎日)	219	33	10	13
1週間に1~2回	718	491	144	25
1か月に1回くらい	646	906	454	96
1年のうち何回か(ときどき)	760	1239	1035	240
利用しない	527	802	996	476
未回答	79	36	18	11

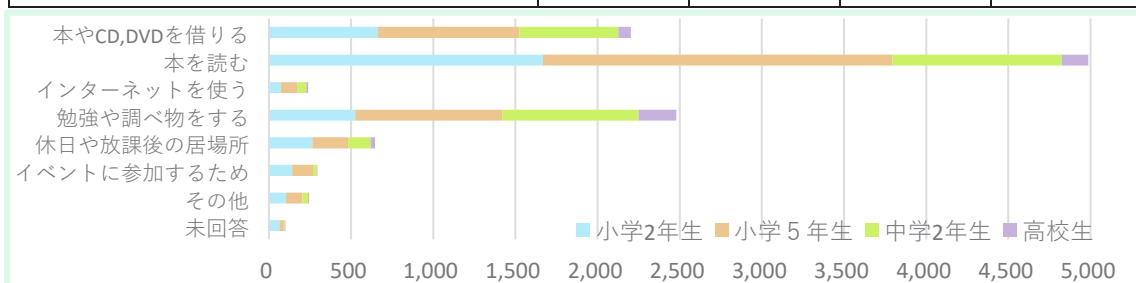


問5-2 何のためにまちの図書館を利用していますか。(n=7,029/MA)

(問5-1で「利用する」を選んだ回答者のみ、複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
本やCD,DVDを借りる	664	861	601	77
本を読む	1,667	2,127	1,030	163
インターネットを使う	73	101	53	11
勉強や調べ物をする	526	894	830	230
休日や放課後の居場所	265	217	137	27
イベントに参加するため	141	128	22	5
その他	104	100	35	6
未回答	64	27	6	4



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 ●夏休みに本をたくさん読むため ●父が本を借りるついでに ●学校にない本があるから

【小学5年生】 ●母の付き合い ●友達との勉強会 ●雨がふってきたとき

【中学2年生】 ●定期テストとかで集中して勉強するため ●暑いときに体を涼しくするため

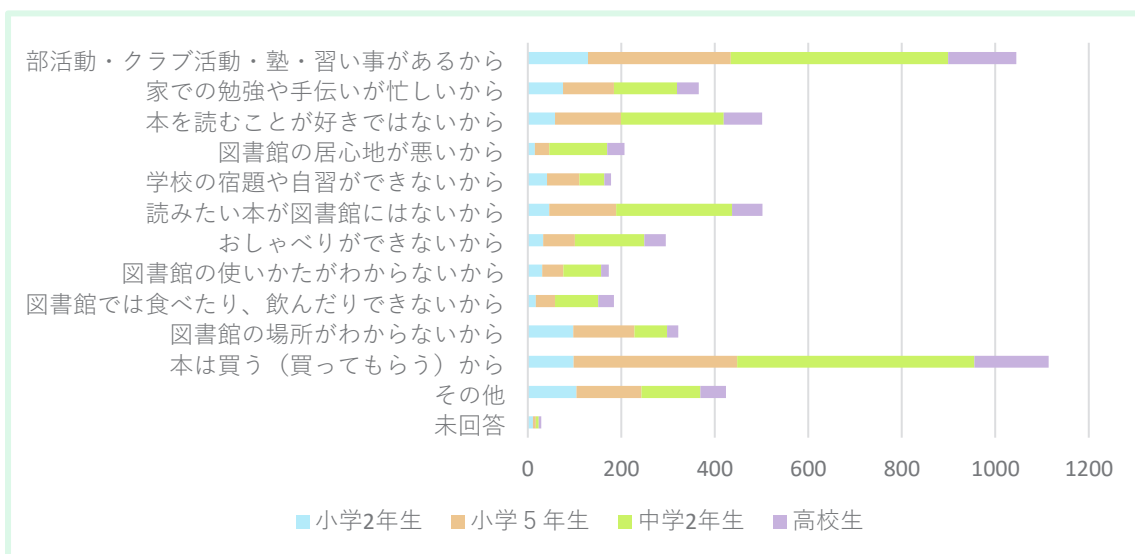
【高校生】 ●休憩 ●お話するため

問5-3 まちの図書館を利用しないのはなぜですか。(n=2,801/MA)

(問5-1で「利用しない」を選んだ回答者のみ、複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
部活動・クラブ活動・塾・習い事があるから	129	305	465	146
家での勉強や手伝いが忙しいから	75	109	135	47
本を読むことが好きではないから	58	141	220	82
図書館の居心地が悪いから	15	31	124	37
学校の宿題や自習ができないから	41	69	54	14
読みたい本が図書館にはないから	46	143	248	65
おしゃべりができないから	33	68	148	46
図書館の使いかたがわからないから	31	45	81	16
図書館では食べたり、飲んだりできないから	17	41	93	33
図書館の場所がわからないから	97	131	70	24
本は買う(買ってもらう)から	98	350	507	159
その他	104	139	126	55
未回答	11	6	6	6



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】●家に本があるからです ●親と一緒にないといけない距離にあるから ●図書館が遠いから ●学校で借りているから

【小学5年生】●漫画がないから ●めんどくさいから ●読みたい本が学校の図書室にあるから ●家から遠いから

【中学2年生】●コロナ流行で敬遠がちになったため ●図書室で十分だと思ってるから ●図書館に行くときの子供の泣き声がうるさいから ●まちの図書館が家から遠い場所にあるから ●電子で読むから

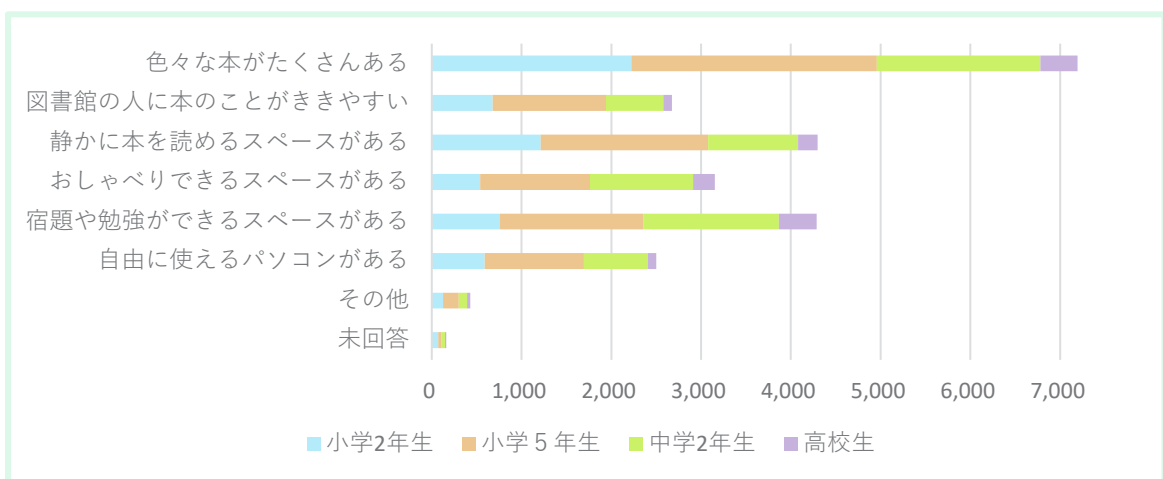
【高校生】●返すのが面倒 ●行くのが面倒 ●スペイン語(母国語)の本がないから

問5－4 あなたが行きたいと思う図書館はどんな図書館ですか。(n=9,974/MA)

(複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
色々な本がたくさんある	2,223	2,734	1,821	416
図書館の人に本のことがききやすい	679	1,260	639	96
静かに本を読めるスペースがある	1,213	1,867	1,000	218
おしゃべりできるスペースがある	540	1,221	1,149	243
宿題や勉強ができるスペースがある	762	1,591	1,513	421
自由に使えるパソコンがある	590	1,106	709	96
その他	127	173	92	38
未回答	74	30	43	16



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

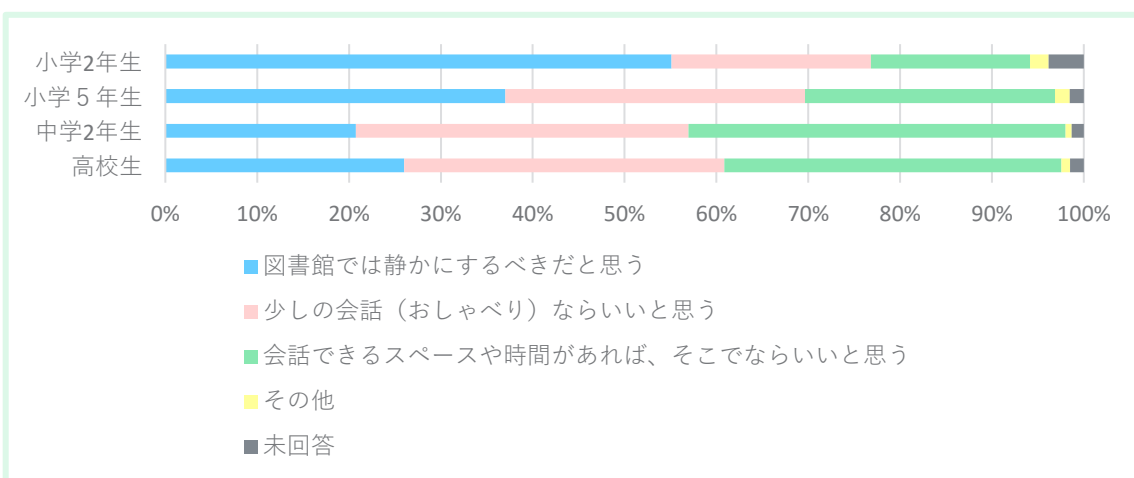
- 【小学2年生】 ●人ごみのない図書館 ●カフェがある ●ヨギボーに寝転がって読める。 ●家から近い
- 【小学5年生】 ●家の近くにある ●スポーツなどができるところ ●本を買うこともできる図書館
- 【中学2年生】 ●個室がある ●家から近い ●騒げる図書館 ●予約待ちをしたくないから待たなくても欲しい本が借りれる図書館
- 【高校生】 ●綺麗でオシャレな図書館 ●話しやすい空間 ●静かな図書館 ●好きな漫画、読みたい漫画があるとこ

問6 まちの図書館での会話（おしゃべり）について教えてください。（n=9,974/SA）

（単一回答）

（人）

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
図書館では静かにするべきだと思う	1,625	1,298	551	224
少しの会話（おしゃべり）ならいいと思う	641	1,145	962	300
会話できるスペースや時間があれば、そこでならいいと思う	510	954	1,091	316
その他	60	56	18	8
未回答	113	54	35	13



「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学2年生】 ●静かにするけど本のことならしゃべってもいいと思う。

【小学5年生】 ●極力話さないが、本の質問なら良いと思う。 ●人が少なかったら少しくらい話していいと思う

【中学2年生】 ●人の迷惑にならなければどこでもいいと思う ●黙っていることができないなら退館するべきだと思う。

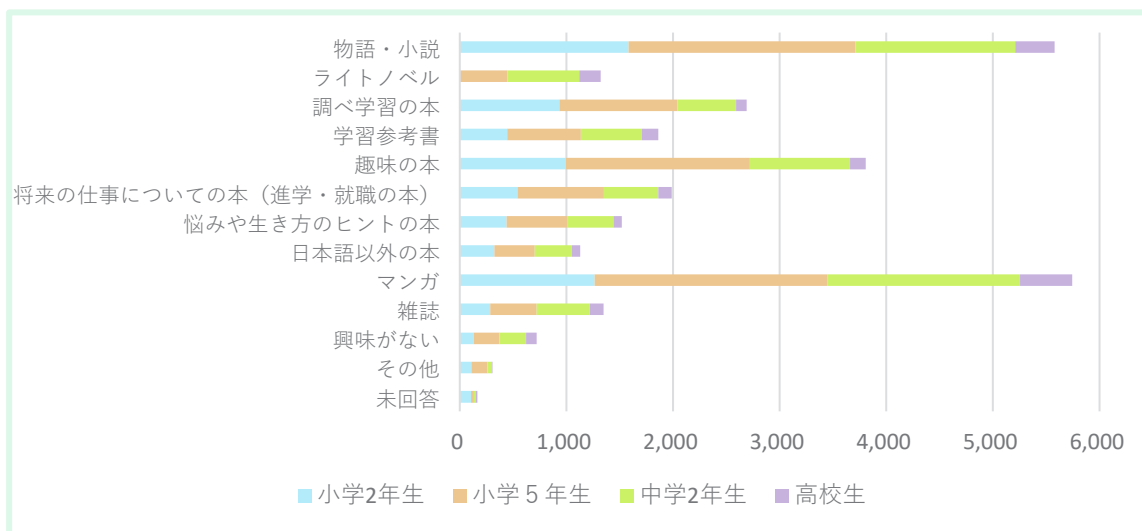
【高校生】 ●おしゃべりスペースを設けて欲しい ●喋る人が少なくなるといいとおもう

問7 練馬区立図書館にどのような電子書籍があるとうれしいですか。(n=9,974/MA)

(複数回答可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
物語・小説	1,583	2,127	1,500	368
ライトノベル	0	444	677	200
調べ学習の本	935	1,108	547	102
学習参考書	446	690	571	155
趣味の本	994	1,727	940	146
将来の仕事についての本(進学・就職の本)	542	809	511	125
悩みや生き方のヒントの本	440	566	437	76
日本語以外の本	324	380	346	79
マンガ	1,263	2,188	1,802	492
雑誌	287	433	500	128
興味がない	130	244	248	99
その他	108	151	39	8
未回答	105	28	15	17



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 ●図鑑 ●タブレットやスマホで読むより、本で読みたいからなくていい

【小学5年生】 ●絵本 ●歴史 ●科学 ●伝記 ●ノンフィクション

【中学2年生】 ●歴史についての本。(海のものふ三浦一族 石丸熙) ●政治的な本 ●恋愛系

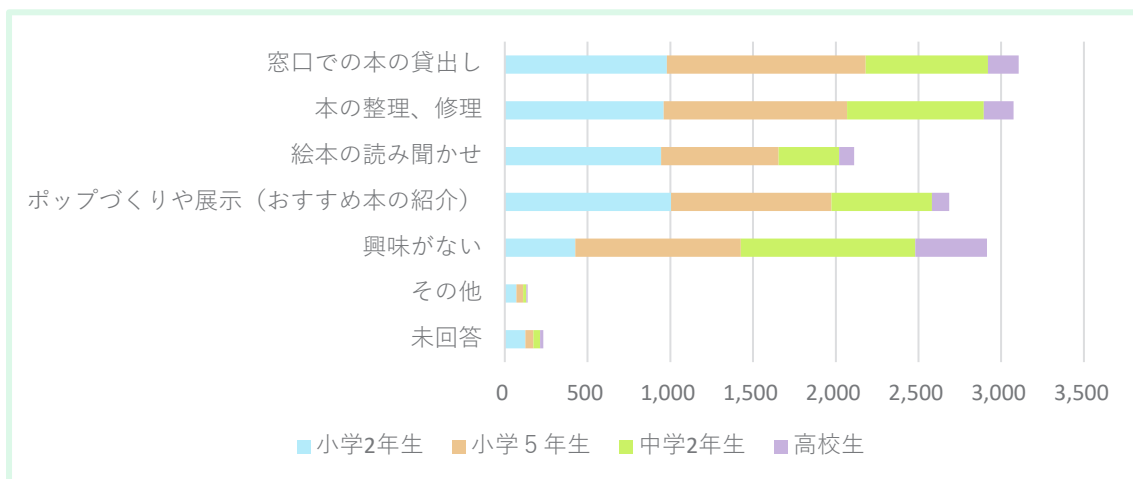
【高校生】 ●投資の本やビジネス書など ●社会の作りや権力や政治について ●著名者のエッセイ

問8 練馬区立図書館の仕事のうち、やってみたいものはありますか。(n=9,974/MA)

(複数回答可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
窓口での本の貸出し	979	1,202	739	185
本の整理、修理	960	1,108	826	181
絵本の読み聞かせ	944	710	367	91
ポップづくりや展示(おすすめ本の紹介)	1,004	969	608	104
興味がない	426	1,001	1,053	435
その他	71	40	19	7
未回答	124	49	41	19



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 ●ぜんぶ ●お泊りするぬいぐるみのお世話(平和台図書館)

【小学5年生】 ●本の場所を教えたり、悩みを聞く仕事をしたい。

【中学2年生】 ●ブログ

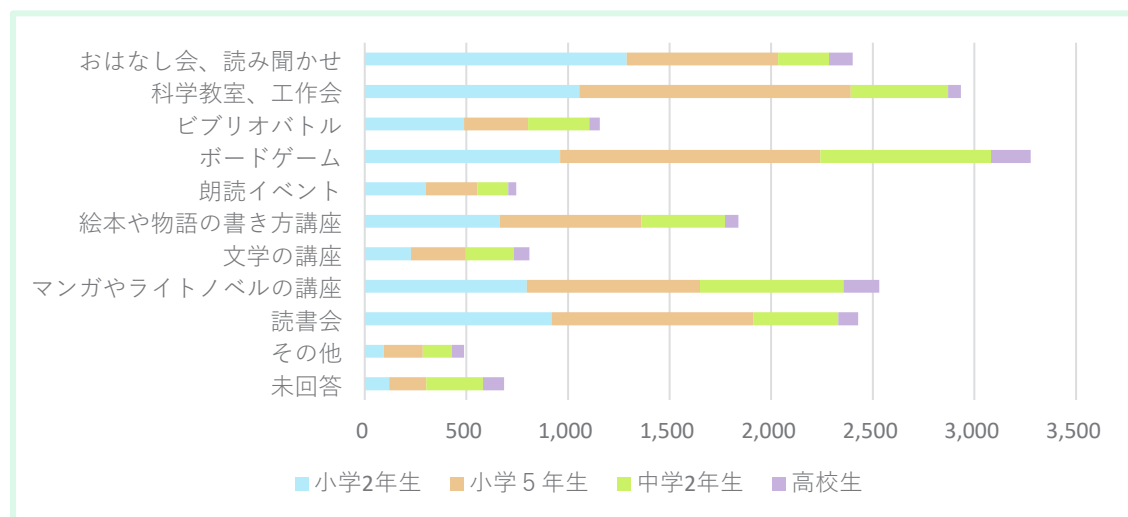
【高校生】 ●掃除 ●Tiktok に投稿する

問9 練馬区立図書館でやってほしいことはありますか。(n=9,974/MA)

(複数回答可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
おはなし会、読み聞かせ	1,289	745	250	117
科学教室、工作会	1,055	1,337	478	64
ビブリオバトル	488	316	301	52
ボードゲーム	962	1,280	839	196
朗読イベント	302	253	151	39
絵本や物語の書き方講座	663	698	412	66
文学の講座	227	270	238	75
マンガやライトノベルの講座	797	853	705	177
読書会	918	993	419	97
その他	93	192	142	62
未回答	120	183	278	105



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 ●調べ学習の本をジャンルごとに、紹介してくれる、イベント。 ●本のキャラがきまった日にくるイベント

【小学5年生】 ●喋れるスペース ●パソコン・ゲーム大会 ●しおり作りのイベントがあったらいいと思う。 ●勉強のやり方を教えてくれる会(個人別) ●辞書の書き方の講座

【中学2年生】 ●漫画がたくさん揃っている漫画だけのスペースの設置 ●勉強会 ●図書館をあまり利用しないので特にない ●もっと漫画などを増やしてほしい ●将棋大会

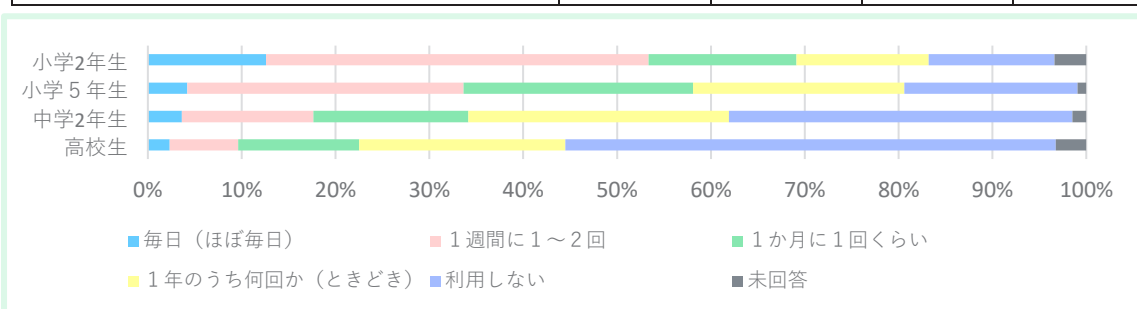
【高校生】 ●置いて欲しい本聞いて取り入れる ●劇

問 10-1 学校図書館（図書室）を休み時間や放課後にどのくらい利用していますか。

(n=9,974/SA) (単一回答)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
毎日（ほぼ毎日）	371	147	96	20
1週間に1～2回	1,203	1,032	373	63
1か月に1回くらい	464	857	438	111
1年のうち何回か（ときどき）	416	790	738	189
利用しない	395	646	973	450
未回答	100	33	39	28

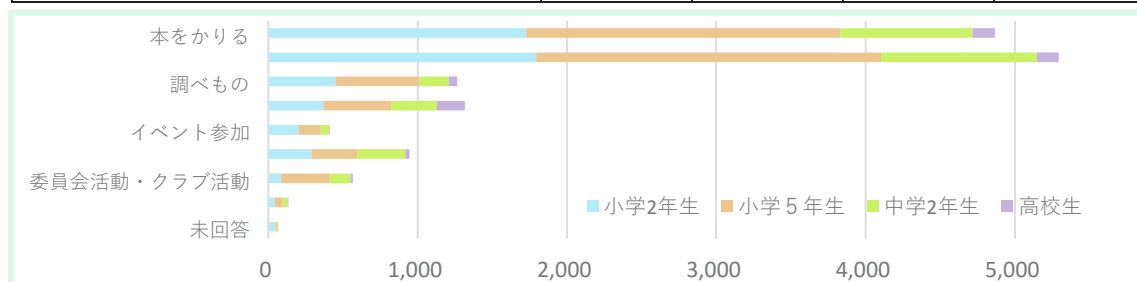


問 10-2 学校図書館（図書室）に行ったときには何をしていますか。 (n=7,308/MA)

(問 10-1 で「利用する」を選んだ回答者のみ、複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
本をかりる	1,728	2,103	885	151
本を読む	1,795	2,307	1,045	147
調べもの	450	563	195	56
勉強	369	453	308	186
イベント参加	204	148	55	5
休み時間や放課後の居場所	289	306	323	26
委員会活動・クラブ活動	86	325	139	15
その他	42	51	36	5
未回答	43	6	10	4



「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学2年生】 ●みんなと本をよむ ●おしゃべりかい ●よみきかせ

【小学5年生】 ●面白そうな本を探す ●友達と喋る ●宿題 ●一人になりたいときや、心が晴れない時。

【中学2年生】 ●涼んでいる ●友達と話しながら一緒に本を読む ●友達と面白そうな本を探している

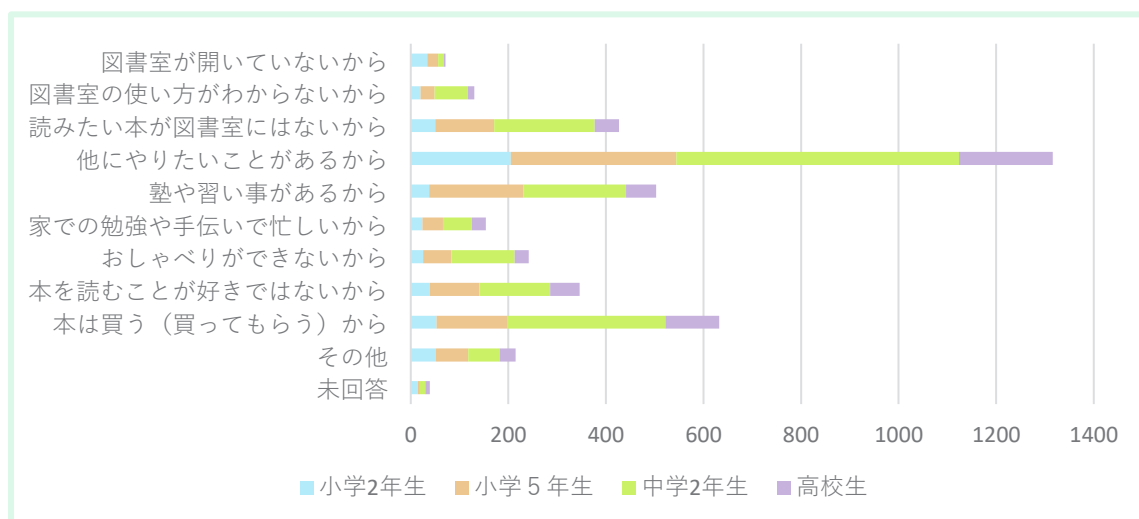
【高校生】 ●休憩 ●雑誌を見る

問 10－3 なぜ学校図書館（図書室）を利用しないのですか。（n=2,464/MA）

（問 10－1 で「利用しない」を選んだ回答者のみ、複数選択可）

（人）

	小学 2 年生	小学 5 年生	中学 2 年生	高校生
図書室が開いていないから	34	22	11	4
図書室の使い方がわからないから	20	29	68	13
読みたい本が図書室にはないから	50	121	206	50
他にやりたいことがあるから	205	339	580	192
塾や習い事があるから	38	193	210	62
家での勉強や手伝いで忙しいから	24	42	59	29
おしゃべりができないから	25	58	130	29
本を読むことが好きではないから	39	102	145	60
本は買う（買ってもらう）から	53	144	325	110
その他	51	67	64	33
未回答	14	5	11	9



「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学 2 年生】 ●開いてる日が少ないから ●学校の図書室は授業以外では借りることができないから。広場の利用者ではないから。

【小学 5 年生】 ●友達と一緒に外で遊びたいから ●うるさいから。制限時間があり、不便だから ●授業の時間で足りているから

【中学 2 年生】 ●図書室に行くのがだるいから。 ●学校より図書館のほうが落ち着くから、集中できるから。 ●休み時間は遊びたいから。

【高校生】 ●部活があって忙しいから ●自分の学校でのキャラクターでは図書館に入るキャラではないから。

問 11 あなたの好きな本のタイトルを教えてください。(n=9,974)

(自由記述)

上位ランキング

小学 2 年生

順位	タイトル	ジャンル	票数
1 位	科学漫画サバイバル *	学習漫画	159
2 位	かいけつゾロリ *	よみもの	98
3 位	おぼけずかん *	よみもの	83
4 位	ドラえもん (学習漫画含む) *	漫画	63
4 位	図鑑 (生き物、乗り物、虫、魚、恐竜など) *	図鑑	63
6 位	最強王図鑑 *	漫画	60
7 位	名探偵コナン (学習漫画含む) *	漫画	57
8 位	ルルとララ *	よみもの	52
9 位	ほねほねザウルス *	よみもの	49
10 位	大ピンチずかん *	絵本	33
11 位	おしりたんてい *	絵本・よみもの	30
12 位	スイミー	絵本	28
13 位	星のカービィ *	漫画・小説	27
14 位	ノラネコぐんだん *	絵本	26
15 位	理科ダマン *	学習漫画	20
15 位	どっちが強い!?	学習漫画	20

小学 5 年生

順位	タイトル	ジャンル	票数
1 位	科学漫画サバイバル *	学習漫画	108
1 位	ふしぎ駄菓子屋銭天堂 *	よみもの	108
3 位	5 分後に意外な結末 *	小説	94
4 位	ハリー・ポッター *	よみもの	88
5 位	ONE PIECE *	漫画	86
6 位	ドラえもん (学習漫画含む) *	漫画	85
7 位	鬼滅の刃 *	漫画	82
8 位	名探偵コナン (学習漫画含む) *	漫画	79
9 位	星のカービィ *	漫画・小説	77
10 位	空想科学読本 *	よみもの	54
11 位	変な家・変な絵 *	小説・漫画	53
12 位	四つ子ぐらし *	よみもの	51
13 位	かいけつゾロリ *	よみもの	48
14 位	呪術廻戦 *	漫画	37
15 位	図鑑 (生き物、乗り物、虫、魚、恐竜など) *	図鑑	36
16 位	ドラゴンボール *	漫画	34

中学 2 年生

順位	タイトル	ジャンル	票数
1 位	変な家・変な絵 *	小説・漫画	93
2 位	あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。	小説	85
3 位	ONE PIECE *	漫画	78
4 位	5 分後に意外な結末 *	小説	73
5 位	ハリー・ポッター *	よみもの	69
6 位	かがみの孤城	小説	42
7 位	呪術廻戦 *	漫画	33
8 位	ハイキュー!! *	漫画	32
9 位	名探偵コナン *	漫画	30
10 位	鬼滅の刃 *	漫画	28
10 位	ブルーロック *	漫画	28
12 位	君の膵臓を食べたい	小説	21
13 位	スラムダンク *	漫画	20
14 位	成瀬は天下を取りに行く *	小説	19
14 位	転生したらスライムだった件 *	ライトノベル	19
14 位	アルジャーノンに花束を	小説	19
17 位	夜が明けたら、いちばんに君に会いに行く	小説	17

高校生

順位	タイトル	ジャンル	票数
1 位	あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。	小説	19
2 位	かがみの孤城	小説	12
3 位	君の膵臓を食べたい	小説	11
4 位	ONE PIECE *	漫画	10
5 位	呪術廻戦 *	漫画	8
5 位	N	小説	8
5 位	ドラゴンボール *	漫画	8
5 位	告白	小説	8
9 位	5 分後に意外な結末 *	小説	7
9 位	ハリー・ポッター *	よみもの	7
9 位	余命	小説	7
12 位	変な家・変な絵 *	小説・漫画	6
12 位	名探偵コナン *	漫画	6
12 位	鬼滅の刃 *	漫画	6
15 位	夜が明けたら、いちばんに君に会いに行く	小説	5
15 位	推しの子 *	漫画	5
15 位	桜のような僕の恋人	小説	5
15 位	君の名は。	小説	5

「ジャンル」は作品の形態として主なもの（映画やゲーム等の映像系作品は除く）。

* はシリーズや複数巻の作品をまとめて集計したもの。

問 12 あなたの考える理想の図書館を教えてください。(n=9,974)

自由意見分類表

大分類	小分類	小 2	小 5	中 2	高校生
蔵書	面白い本・好きな本がたくさんある（予約待ちがない）	859	896	543	104
	漫画や雑誌がたくさんある	73	224	270	81
	おすすめ本の紹介（企画展示・ポップなど）がある	97	283	119	23
	アンケートやリクエストに応じた蔵書	31	77	48	6
	その他（きれいな本がある、電子書籍があるなど）	15	16	12	4
施設	図書館の雰囲気がいい・快適・居心地がいい・行きやすい	61	123	189	73
	サイン（案内表示）がわかりやすい・本を探しやすい	47	41	34	5
	職員がやさしい・相談しやすい	17	37	10	0
	静かに本が読める・集中できる個室がある	116	120	62	16
	会話ができるスペースもある	88	258	309	34
	勉強できるスペースもある	9	56	121	41
	飲食（カフェ）・リラックス・遊べるスペースがある	147	274	158	51
	その他（返しやすい、Wi-Fiが使えるなど）	27	12	14	4
サービス	イベントが豊富・定期的開催	209	434	125	20
	図書館アプリの導入	0	3	1	2
	口コミや誰かの紹介文を共有できる	16	37	17	8
	自分に向いている本が分かる仕組みがある	2	8	11	3
	誰でも利用しやすい	2	37	27	6
	その他	12	6	15	4
その他	本を好きにさせる・読ませる	74	61	66	27
	その他（無理に好きにさせるべきではない、など）	0	2	9	13

読書に関するアンケート

みなさんがふだんから読書をしたくなる環境（かんきょう）をつくっていくために、あなたの考えを教えてください。

このアンケートはテストではありません。また、あなたの答えをだれかに知られることはありませんので、安心してあなたの気持ちや考えを、正直に教えてください。

【～かならず読んでから教えてください～】

- ①答えなくてもよい質問は、自動的にとばされますので、質問の番号は気にせずに答えてください。
- ②答えたくない質問は答えなくてもよいです。
- ③アンケートは、だいたい5分くらいの時間がかかります。
- ④小学生については、わからないことばがありましたら、お家の人や先生にきいてから答えてください。

問 1 あなたの学年を教えてください。

- ① 小学2年生 ② 小学5年生 ③ 中学2年生（8年生）

問2-1 あなたは本（マンガや電子書せきもふくむ）を読むことが好きですか。

- ① 好き → 問2-2へ
② どちらかというとき好き → 問2-2へ
③ どちらかというとき嫌い → 問2-3へ
④ きらい → 問2-3へ

問2-2 問2-1で、①好き、②どちらかというとき好きを選んだ人だけが答えてください。

本を読むことが好きなのは、なぜですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- ① 自分では経験できないことを経験している気分になれるから
- ② 現実をわすれて本の世界に入りこむことができるから
- ③ 今まで知らなかった新しいことが学べるから
- ④好きなことについて、くわしく分かるから
- ⑤ 時間つぶしになるから
- ⑥ その他（ ）

問2-3 問2-1で、①好き、②どちらかというとき好きを選んだ人だけが答えてください。

本が好きになったきっかけは何ですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- ① 身近な人に読んでもらった
- ② 本屋さんや図書館につれていってもらった
- ③ 家に本があった
- ④ 本をプレゼントしてもらった
- ⑤ 家族がよく本を読んでいた
- ⑥ 家族にすすめられた
- ⑦ 先生にすすめられた
- ⑧ 学校図書館（図書室）ですすめられた
- ⑨ 本が好きな友達がいた
- ⑩ その他（ ）

問2-4 問2-1で、③どちらかといえば嫌い、④嫌いを選んだ人だけが答えてください。

本を読むことが嫌いなのはなぜですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- ① 文字を読むのがにがてだから
- ② おもしろいと感じないから
- ③ むずかしくてよくわからないから
- ④ めんどくだから
- ⑤ 家族も本を読まないから
- ⑥ その他（ ）

問3-1 あなたは、1か月に本を何さつくらい読みますか。さっすうを教えてください。
（ ）さつ

問3-2 そのうち、マンガは何さつくらいですか。ただし、学習マンガはいれません。
()冊

問4 あなたは読みたい本があるときどうしていますか。1つ選んでください。

- ① まちの図書館でかりる ② 学校図書館（図書室）でかりる
- ③ 家族や友達からかりる ④ 自分で買う、買ってもらう
- ⑤ 買うことも、かりることもしない ⑥ 読みたい本がない
- ⑦ その他()

問5-1 あなたはまちの図書館を利用していますか。1つ選んでください。

- ① 毎日(ほぼ毎日) → 問5-2へ ② 1週間に1～2回 → 問5-2へ
- ③ 1か月に1回くらい → 問5-2へ ④ 1年のうち何回か(ときどき) → 問5-2へ
- ⑤ 利用しない → 問5-3へ

問5-2 問5-1で、①毎日(ほぼ毎日)、②1週間に1～2回、③1か月に1回くらい、
④1年に何回か(ときどき)を選んだ人だけが答えてください。

なんのためにまちの図書館を利用していますか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- ① 本やCD,DVDをかりる ② 本を読む
- ③ インターネットを使う ④ 勉強や調べものをする
- ⑤ 休日や放課後の居場所 ⑥ イベントに参加する
- ⑦ その他()

問 5-3 問 5-1 で、⑤利用しない を選んだ人だけが答えてください。

まちの図書館を利用しないのはなぜですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ① クラブ活動・じゅく・習いごとがある | ② 家での勉強や手伝いでいそがしいから |
| ③ 本を読むことが好きではないから | ④ 図書館の居心地がわるいから |
| ⑤ 学校の宿題や自習ができないから | ⑥ 読みたい本が図書館にはないから |
| ⑦ おしゃべりができないから | ⑧ 図書館のつかい方がわからないから |
| ⑨ 図書館では食べたり、飲んだり
できないから | ⑩ 図書館の場所がわからないから |
| ⑪ 本は買う(買ってもらう)から | |
| ⑫ その他() | |

問 5-4 あなたが行きたいと思う図書館はどんな図書館ですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① いろいろな本がたくさんある | ② 図書館の人に本のことがききやすい。 |
| ③ 静かに本が読めるスペースがある | ④ おしゃべりできるスペースがある |
| ⑤ 宿題や勉強ができるスペースがある | ⑥ 自由に使えるパソコンがある |
| | ⑦ その他 () |

問 6 まちの図書館での会話(おしゃべり)についてあなたの考えを教えてください。一番そうだと思うものを選んでください。

- | |
|--|
| ① 図書館では静かにすべきだと思う |
| ② すこしの会話(おしゃべり)ならいいと思う。 |
| ③ 図書館に会話(おしゃべり)できるスペースや時間があれば、そこでならいい
と思う |
| ④ その他 () |

問 7 練馬区立図書館ではまもなく「電子書せき（タブレットやパソコン・スマートフォンで読める本）」の貸出しを始めます。どのような「電子書せき」があるとうれしいですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- ① ものがたり（小説） ② ライトノベル ③ 調べ学習の本
④ 学習参考書 ⑤ しゅみの本
⑥ しょうらいのお仕事についての本（進学・しゅうしょくの本）
⑦ なやみや生き方のヒントの本 ⑧ 日本語以外の本 ⑨ マンガ
⑩ ざっし ⑪ 興味がない
⑫ その他（ ）

問 8 練馬区立図書館のお仕事のうち、やってみたいと思うものはありますか。そう思うものをすべて選んでください。

- ① まどぐちでの本の貸出し ② 本の整理、修理
③ 絵本のおよみきかせ ④ おすすめ本のしょうかい
⑤ 興味がない
⑥ その他（ ）

問 9 練馬区立図書館でやってほしいことはありますか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- ① おはなし会、読み聞かせ ② 科学教室、工作会 ③ ビブリオバトル
④ ボードゲーム ⑤ ろうどくイベント ⑥ 絵本やものがたりの書き方こうざ
⑦ 文学のこうざ ⑧ マンガやライトノベルのこうざ ⑨ 読書会
⑩ その他()

問 10-1 あなたは学校図書館（図書室）を休み時間や放課後にどれくらい利用していますか。1つえらんでください。

- ① 毎日(ほぼ毎日) → 問 10-2 へ ② 1週間に1~2回 → 問 10-2 へ
③ 1か月に1回くらい → 問 10-2 へ ④ 1年のうち何回か(ときどき) → 問 10-2 へ
⑤ 利用しない → 問 10-3 へ

学校図書館(図書室)に行ったときには何をしていますか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- ① 本をかりる
② 本を読む
③ 調べもの
④ 勉強
⑤ イベント参加
⑥ 休み時間や放課後の居場所
⑦ 委員会活動・クラブ活動
⑧ その他（ ）

なぜ学校図書館（図書室）を利用しないのですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- ① 図書室が開いていないから
② 図書室の使い方がわからないから
③ 読みたい本が図書館にはないから
④ ほかにやりたいことがあるから
⑤ じゅくや、習い事があるから
⑥ 家での勉強や手伝いでいそがしいから
⑦ おしゃべりができないから
⑧ 本を読むことが好きではないから
⑨ 本は買う(買ってもらう)から
⑩ その他()

練馬区教育委員会事務局
教育振興部光が丘図書館